

社会福祉法人愛寿会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛寿会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(意義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬は月額とし、別表1に定める1人当たりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤役員の報酬は日額とし、別表2に定める年度総額内で、同表に基づき支給する。
- 3 評議員の報酬は定款に定める金額の範囲内で、別表3に基づき支給する。

(兼務役員)

第4条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、法人の職員給与規程（以下、「給与規程」という。）に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度及び当該業務に従事した都度、支給する。
- 3 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、常勤役員の報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上の端数は1円に切り上げる。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。

2 通勤手当の月額は、給与規程に準ずるものとする。

3 通勤手当の支給方法は、第5条に規定する支給方法とする。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(費用の弁償)

第10条 法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を実費弁償する。

2 実費弁償費の支給は、第5条に規定する支給方法とする。

(公表)

第11条 法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(規定の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、評議員会の議決のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この規程は、評議員会の議決のあった日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職	報酬月額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)
理事 (常勤)	評議員会で定める	法人のサービス活動収益の 1%以内とする

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)
理事会等への出席 決議の省略の場合	10,000 円 5,000 円	100,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	15,000 円	2,000,000 円

※報酬額は税引き後の額とする。

(2) 監事

	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)
理事会等への出席 決議の省略の場合	10,000 円 5,000 円	100,000 円
上記の他、監事監査（下記に掲げる監査 を除く）のための出勤	20,000 円	480,000 円
監事監査のうち計算書類等監査（決算監 査）のための出勤	100,000 円	100,000 円

※報酬額は税引き後の額とする。

別表3 (評議員の報酬)

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
評議員会への出席 決議の省略の場合	10,000 円 5,000 円	60,000 円	420,000 円

※報酬額は税引き後の額とする。

別表4 (出張旅費)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000 円	10,000 円	実費

※報酬額は税引き後の額とする。